

役員および評議員の報酬と費用に関する規定

第1条 常勤の理事に対する報酬は役員報酬とする。ただし、職員兼務理事については、職員分の給与・賞与と合わせて支給することがある。

第2条 ① 常勤の理事の役員報酬は、別表1の通りとする。

② 職員兼務理事の場合は、職員分の給与・賞与を含めて、前条の金額の範囲内とする。

③ 非常勤の理事に対する報酬は、理事会等の出席、必要的都度、定額を支払うこととし、別表2 非常勤理事の報酬に定める定額とする。

④ 監事に対する報酬は、別表3 監事の報酬に定める定額とする

⑤ 各評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表4 評議員の報酬に定める金額とする。

第3条 ① 常勤の理事の報酬は月払いとし、毎月、職員の支給日に、報酬年額の1/12分の1を支払う。

就任または退任が月途中の場合には、当月の在籍日数にかかわらず、就任時は当月から支払い、退任時は前月まで月額分を全額支払う。ただし、令和元年6月3日の改定前に就任した常勤の理事については、別表5の通りとする。

② 役員報酬から控除されるものは、所得税、地方税、社会保険料および本財団と本人が合意したものとする。

第4条 常勤の理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

第5条 常勤の理事に慶弔事等があった場合には、従業員就業規則の慶弔見舞金贈与規定を準用する。

第6条 常勤の理事の退職金は第2条に規定される年間報酬額の1/12分の1に在勤年数をかけたものとし、端数月が出た場合は、月単位で切り上げた月割計算とする。ただし、常勤の理事がベルマーク教育助成運動運営規定第5条に定める後援企業から出向契約に基づき本財団に出向している場合は、その出向期間は除く。

第7条 本財団の収支状況が悪化した場合、または常勤の理事の責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の議決によって、役員報酬の一部をカット・減給などの措置をとることがある。

第8条 この規定は平成21年7月7日から施行する。

★寄付行為第23条〔役員の報酬〕に基づき、「役員報酬規定」を以上のように設けた。

★平成23年6月1日公益財団移行にともない、定款第26条(報酬など)に基づき、改定した。

付則

本規定は、平成21年7月7日より施行する。

平成23年6月1日改定

平成27年6月3日改定

平成29年6月1日改定

令和元年6月3日改定

別表1. 常勤常務理事報酬

定時評議員会から翌年の定時評議員会までの1年間の年俸を720万円とする。

別表2. 非常勤理事の報酬

理事会等の出席の都度、謝金として一人一律1万円（源泉徴収分を除く。交通費はこれに含むが、遠方からの出席者の場合は、交通実費+5000円とする。近隣の都県からの出席者であっても、交通実費の額に応じて本財団の判断で、交通実費+5000円とする場合がある）。ただし、ベルマーク教育助成運動運営規定第5条に定める後援企業に属する非常勤役員には支払わない。

別表 3 監事の報酬

1. 監査実施の報酬として一人一律 20 万円（源泉徴収分を除く）
2. 理事会出席の都度、謝金として一人一律 1 万円（源泉徴収分を除く。交通費はこれに含むが、遠方からの出席者の場合は、交通実費 + 5 0 0 0 円とする。近隣の都県からの出席者であっても、交通実費の額に応じて本財団の判断で、交通実費 + 5 0 0 0 円とする場合がある。）
3. ベルマーク教育助成運動運営規定第 5 条に定める後援企業に属する監事には、1 項ならびに 2 項は適用しない。

別表 4. 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 1 万円（源泉徴収分を除く。交通費はこれに含むが、遠方からの出席者の場合は、交通実費 + 5 0 0 0 円とする。近隣の都県からの出席者であっても、交通実費の額に応じて本財団の判断で、交通実費 + 5 0 0 0 円とする場合がある）。ただし、ベルマーク教育助成運動運営規定第 5 条に定める後援企業に属する評議員には支払わない。

別表 5.

就任時には翌月から支払いを開始したため、退任時は当月分まで月額分を全額支払う。